

会員・社員の身分譲渡に関する規定

平成24年8月1日制定

平成28年4月1日改訂

令和5年1月1日改訂

(会員・社員の身分の譲渡)

第1条 本会定款に規定による社員及び会員たる身分につき、他の者にその身分を譲渡することについては、譲渡会員及びその身分を譲り受ける者の意思を尊重するとともに、これによって受け得る本会の利益を確保するため、これを許可する。

(認許申請・譲渡承認)

- 第2条 会員身分の譲渡については、譲渡会員及び譲り受け人の双方より、本会理事長に申請しなければならない。
- 2 申請を受けた理事長は、その旨を組織運営委員会に諮り、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項の承認がされた日をもって、譲渡の日とする。

(権利義務の承継)

- 第3条 譲渡により、譲渡会員・社員の有する本会に関する権利義務は、その一切が承継されるものとする。
- 2 権利義務の承継は、譲渡会員・社員の各部会に於ける一切を含むものとする。
 - 3 削除

(譲渡申請の審査・拒否)

- 第4条 第2条の申請については、主に次の事項を審査し、次の各号の一つでも該当しない場合は、譲渡を認許しない。
- 譲渡会員につき
- ①会費等（部会費を含む）の本会に対する債務がないこと。
 - ②削除
 - ③入会后、2年を経過していること。

譲り受け人につき

- ①譲渡会員との資本関係または役員関係につき、関連していること。
 - ②本会の存在意義をよく理解するとともに、本会事業を積極的に利用活用し、自らの地位向上を発展させる意思を持つことは勿論、本会発展に理解と協力を惜しまない意欲のあること。
 - ③本会または本会会員との間で、訴訟をしている等、係争事件を有していないこと。
 - ④暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項の譲り受け人の第1号の規定に適合せず、尚も譲渡申請による譲り受けを希望する者は、理事長または組織運営委員会の決議により、これを解除することが出来る。
 - 3 第1項譲渡会員につき、本会に対する債務に関し、当該債務の一切を譲受人に於いて債務を引き受けることの申し出がある場合は、これを解除する。

(その他の事項)

第5条 その他、この規定にない事項が生じた場合は、理事長及び副理事長の協議の決定に従う。